



別添

事務連絡
令和2年7月28日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中
（一社）日本ホテル協会 御中
（一社）全日本シティホテル連盟 御中
（一社）日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
観光庁観光産業課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等
への連絡について（情報提供）

令和2年7月22日付で「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】」を発出し、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととしておりますが、各自治体の保健所及び帰国者・接触者相談センターの連絡先及び受付時間は、以下URL（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

に掲載されておりますので、7月22日に「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）」が開始されたことも踏まえ、情報提供させていただきます。

※ 自治体によっては、「帰国者・接触者相談センター」以外の名称を使っている場合もありますので、ご注意ください。

つきましては、貴団体加盟宿泊施設に、あらかじめ、最寄りの保健所及び帰国者・接触者相談センターの休日や夜間などの連絡先や受付時間をご確認いただくとともに、休日や夜間に連絡が必要になった場合には、時間に応じて、受付可能な保健所及び帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくよう、周知にご協力をお願いいたします。

なお、本日付で、厚生労働省より「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の事務連絡が発出され、各自治体の衛生主管部（局）に対し、休日・夜間の相談体制を充実させるよう改めて要請がなされているところで、申し添えます。



事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 22 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中
(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
観 光 庁 観 光 産 業 課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】

令和 2 年 6 月 26 日付で「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」が発出されており、本通知において、「宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。」とされているところです。

今般、上記の場合における保健所の連絡先について、下記のとおり追加で情報提供させていただきます。

貴団体におかれては、以下の緊急時の連絡先について、加盟宿泊施設への周知に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととする。

(参考) 厚生労働省 HP 「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 26 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中
(一社) 日本ホテル協会 御中
(一社) 全日本シティホテル連盟 御中
(一社) 日本旅館協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、令和 2 年 5 月 25 日付で「移行期間における都道府県の対応について」が発出されており、本通知において、「6 月 19 日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むこととする。」とされていることから、今後、観光地における宿泊を伴う旅行者の増加が見込まれるところです。

貴団体におかれては、貴団体作成の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に沿った対応をされていると認識しているところですが、今後、都道府県をまたぐ旅行者の増加を見据え、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い 37.5 度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないように要請すること。

(参考)

「宿泊客への検温等の周知の手法について」

Q. 宿泊客への検温の実施等にあたり、宿泊客へどのように周知すればよいですか。

A. 旅館・ホテルのホームページへ掲示することやフロントにおいて掲示することなどが考えられますので、以下の掲示例を参考にご対応をお願いいたします。

なお、保健所への連絡を行うにあたっては、事前に宿泊客本人の同意を得ていただくようお願いいたします。

(掲示例)

《宿泊されるお客様へ》

厚生労働省からの協力依頼により、検温等を実施しております。

ご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

- ① チェックイン時の検温において、37.5度以上の発熱や、咳・咽頭痛の症状がある場合は、保健所に連絡をし、その指示に従うこととしております。
- ② 発熱や咳・咽頭痛の症状があるお客様には、他のお客様と接触しない個室で待機いただき、外出を控えていただくよう依頼することがあります。